

あらためて聞いてみたい ごみ処理のこと

問合せ
環境交通係
☎32-2215



ごみを家の敷地内で燃やして
しまいたい。大丈夫？

◎野焼きは法律で禁止されています

**屋外でごみを
燃やしてはいけません！**



赤平市

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを『野焼き』といい、法律で禁止されています。悪質な野焼きは、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、またはその両方が科せられます。

一般的に家庭でのごみの焼却行為は、ほとんどが野焼きに該当するものと思われます。軽い気持ちで焼却したつもりが思わぬ事態となりますので、気をつけましょう。

北海道警察による一般廃棄物事犯の検挙件数

年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (7月末現在)
総検挙件数	212件	284件	92件
うち 焼却禁止違反	91件	146件	43件



スプレー缶やガスボンベのごみは、
赤平では穴をあけるみたいだけ
危なくないの？

◎スプレー缶・ガスボンベの出し方

**穴あけ作業は、換気の良い
場所で、ガスが完全に抜
けた状態であることを確
認してから行ってください。**



赤平市

① ガスが完全に抜けて
いることを確認して…



② 穴をあけて…



③ 中身が見える
透明の袋に入れ
てください。



④ 第2・第4水曜日に回収します。



◎ごみステーションの管理について



ごみステーションは、市できちんと
管理してほしい！
(以下、よく市役所に寄せられる相談)

ケース①

不適正シールの貼られたごみがステーションにいつまでも放置されている。

ケース②

他人の出したごみ袋にごみを入れていく人がいる。

ケース③

見知らぬ人が断りもなしにごみステーションにごみを出していく。

ケース④

ごみがカラスにつつかれて散乱している。

**ごみステーションは個人や
町内会などで設置したもの
ですので、利用者の皆さん
で管理・対処していただく
ことになります。**



赤平市

不適正のごみを出した方が、不適正の理由を改善して出し直してください。

ごみ袋は自分で購入して出さなければいけません。

ごみステーションは個人又は共同で設置したものですので、利用者の中で目を配り、対処してください。

ごみをステーションの中央部に寄せるなど、工夫してみてください。

車庫・物置等の

全棟調査を行います

●調査の目的

市は、現在の状況を正しく把握するため、市に所在するすべての車庫・物置等の家屋を課税台帳と照合する、車庫・物置等の全棟調査を行います。

調査結果は、市内全域の調査終了後、平成30年度以降の固定資産税・都市計画税に反映する予定です。

調査には赤平市職員が伺います。本調査へのご協力をお願いいたします。

●調査方法

赤平市職員が許可を得て、該当車庫・物置などの面積を計測し、仕上げなどを確認します。

●対象となる車庫・物置

・面積が10㎡以上
・屋根があり、四方に壁のあるもの。ただし、車庫の場合は三方以上に壁のあるもの。

以上の要件を満たす車庫・物置等が対象となります。

(例) 対象：既製のカスケードガレージ車庫

対象外：カーポート

●調査期間

市内全域を約3年かけて、地区ごとに行います。

●問合せ

税務課市税係 ☎32-2219

なりすましには ご注意を

今回の調査には身分証明書を携帯した調査員が伺います。

調査員が、耐震診断、リフォーム、火災報知機・消火器等を勧めるなど、調査の目的以外をお願いをすることはありません。

また、その場で税金の納付をお願いすることはありません。

なりすましによる悪質な販売や個人情報の詐取などにご注意ください。



子どもたちが笑顔で
すごせる街に……
納期内納付は円満な
社会を築きます！

子どもたちへの福祉事業は、税や料金などによって支えられています。子どもたちのこれからの明るい未来・住みよい社会のために、定められた税や料金は必ず納めて下さい。

また、納期内に納めていただき、公平性を守って市民の皆さんの間での不満や、不平を無くしましょう。

赤平市市税等収納向上対策本部

園児のための幼稚園保育料

赤平幼稚園は、市からの支出と幼稚園保育料(保護者負担)によって運営されています。貴重な財源である幼稚園保育料が納入されない、子どもたちの安心・安全な幼稚園生活に支障をきたしかねません。

教育委員会では、納めている方と納めていない方との不公平感の解消と、幼稚園の安定した運営を維持するため、徴収の強化と入園・通園の制限を行っております。過去に兄弟が通園した際の滞納が残っている場合は入園を許可しません。

また、入園後、幼稚園保育料の滞納が続いた場合や、幼稚園保育料に限らず市税・使用料等の滞納によって特定滞納者に認定された場合は、条例・規則により退園させるなどの厳しい姿勢で臨んでいます。

さらに、卒園後も催告に応じない不誠実な保護者に対しては特定滞納者の認定を検討します。

保護者の滞納により、何の責任もない子どもたちが幼稚園に通えなくなることは悲しいことです。そうした最悪の事態を避けるためにも、市税・使用料等は納期限までに必ず納めましょう。

■学校教育課学校教育係 ☎32-1822

■納税相談窓口について■

平日、納税相談は、8時30分から17時までの間、随時担当係で行っていますので、ご利用ください。

納期限
11月2日(月)
まで

- | | |
|-------------|-----|
| ●市道民税 | 第3期 |
| ●国民健康保険税 | 第4期 |
| ●後期高齢者医療保険料 | 第4期 |
| ●介護保険料 | 第4期 |

今月の納税

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219